

新型コロナウイルス感染症により収入減少等の影響を受けた方の

後期高齢者医療保険料の減免について

次の要件を満たす方は、申請により令和4年度の保険料が減免となる場合があります。

【保険料の減免対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病^(※)を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除

※ 重篤な傷病とは、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を言います。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方で、下記の①～③の全てに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額

◆ 保険料が一部減額される具体的な要件 (年金収入のみの世帯は対象となりません)

世帯の主たる生計維持者の

- ① 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかについて、令和4年の収入が令和3年の収入に比べて10分の3以上減少する見込み^(※)であること
- ② 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③ 減少が見込まれる収入^(※)に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

※ 令和5年1月以降に申請される場合は、令和4年の収入は見込み額ではなく確定額での申請となります。

◆ 保険料の減免額

減免対象の保険料額 $(A \times B / C)$ ^(※1) に減免割合 (D) ^(※2) をかけた金額

※1 減免対象の保険料額 $(A \times B / C)$

A：同一世帯に属する被保険者の令和4年度保険料額（納期限が令和4年4月1日～令和5年3月31日のもの）

B：世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる令和3年の所得の合計額

C：世帯の令和3年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者と被保険者の合計額）

※ 令和4年3月に資格を取得したことなどによる令和3年度保険料も対象となります。

※2 減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じて、10分の10～10分の2の割合

※ 世帯の主たる生計維持者の事業廃止などの場合は、合計所得金額にかかわらず減免割合は10分の10となります。

◆ 申請受付期間 令和5年3月31日まで

該当すると思われる方は、申請前にお問い合わせください。

函館市国保年金課 減免専用ダイヤル 電話 0138-21-3906

午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

要件を個別に確認させていただくため、保険証・令和3年の収入がわかる書類（確定申告書の控えや源泉徴収票など）・令和4年の収入見込み^(※)の根拠となる書類（帳簿や給与明細など）をご用意の上、お電話ください。

電話での確認により該当すると思われる方には、減免申請書などの必要書類を送付します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いしております。

※ 令和5年1月以降に申請される場合は、令和4年の収入確定額がわかる書類（確定申告書の控えや源泉徴収票など）をご用意ください。

◎ ホームページにも関連情報を掲載しております。

（函館市後期で検索）<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/koukikourei/>